

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月16日
【会社名】	データセクション株式会社
【英訳名】	Datasection Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼CFO 岩田 真一
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田1丁目3番8号
【電話番号】	03-6427-2565（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長CEO兼CFO 岩田 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田1丁目3番8号
【電話番号】	03-6427-2565（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長CEO兼CFO 岩田 真一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（株式） その他の者に対する割当 681,978,600円 （第19回新株予約権） その他の者に対する割当 6,249,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 815,721,600円 （注）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年2月16日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を「追完情報」に追加するとともに、2024年2月13日に提出した有価証券届出書及び2024年2月14日に提出した有価証券届出書の訂正報告書の記載内容のうち、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第三部 追完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

表紙

代表者の役職氏名

（訂正前）

代表取締役社長CEO 林 健人

（訂正後）

代表取締役社長CEO兼CFO 岩田 真一

事務連絡者氏名

（訂正前）

代表取締役副社長CFO 岩田 真一

（訂正後）

代表取締役社長CEO兼CFO 岩田 真一

第三部【追完情報】

（訂正前）

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3 四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日（2023年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2024年2月13日）までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2023年7月1日～ 2024年2月13日 （注）	200,200	14,958,051	11,011	1,527,489	11,011	1,299,272

（注） 新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書の提出日（2023年6月30日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2023年12月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等

PwC Japan 有限責任監査法人

消滅する監査公認会計士等

PwC 京都監査法人

(2) 異動の年月日

2023年12月1日

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月16日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日（2023年6月30日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月16日）までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2023年7月1日～ 2024年2月16日 (注)	200,200	14,958,051	11,011	1,527,489	11,011	1,299,272

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書の提出日（2023年6月30日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月16日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2023年12月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等
 PwC Japan有限責任監査法人

消滅する監査公認会計士等
 PwC京都監査法人

(2) 異動の年月日

2023年12月1日

（2024年2月16日提出の臨時報告書）

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年2月14日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社Jach Technology SpA（チリ法人）が発行する、議決権の無い種類株式（優先株式：一定の業績条件達成により、優先配当金額自体も連動する優先配当権あり）における優先配当権の処理として、当該種類株主との間で、既存の当該種類株主向けの貸付金との相殺消去を軸としたクロージング協議を進めており、この関係で、当該種類株主向け貸付金に係る回収可能性の見直しを行った結果、当該長期貸付金について、元利金全額を貸倒損失として計上することと致しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年3月期第3四半期における連結累計期間の連結決算に貸倒損失505百万円を特別損失として計上いたしました。

(2024年2月16日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2023年6月16日及び2024年2月14日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2024年2月14日

(2) 当該事象の内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
岩田 真一 (1974年12月14日生)	代表取締役副社長 CFO	取締役CFO	2023年6月16日	0株
	代表取締役社長 CEO兼CFO	代表取締役副社長 CFO	2024年2月14日	

所有株式数については、2023年9月30日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
林 健人 (1979年12月24日生)	—	代表取締役社長CEO	2024年2月14日	951,809株

所有株式数については、2023年9月30日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
岩田 真一	2022年4月 当社入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 2022年6月 当社取締役CFO 2022年6月 ソリッドインテリジェンス株式会社取締役（現任） 2022年6月 株式会社ディーエスエス取締役（現任） 2023年6月 当社代表取締役副社長CFO 2024年2月 当社代表取締役社長CEO兼CFO（現任）

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

データセクション株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鷺谷 佑梨子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデータセクション株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、データセクション株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年1月26日及び2024年2月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれません。